

# 人権の広場

じんけん  
ひるば

12月10日～16日  
北朝鮮人権侵害

## 問題啓発週間

## 差別撤廃条例

問合先 人権推進課  
※申込不要、参加無料  
舞台劇「めぐみ・奪還」  
啓発舞台劇の公演を実施します。

女性のための特設法律相談  
離婚に関する相談や、配偶者、パートナーなどからの暴力（DＶ、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント、性暴力、性犯罪）被害に関する相談を女性弁護士が受けます。

日時 来年1月27日(火)  
午後1時30分～4時  
(開場・午後0時30分)

日時 来年1月30日(金)  
午後1時～5時

場所 吹田市文化会館 大ホール(吹田市泉町2丁目29番1号)

場所 阪南市役所 人権相談室(阪南市尾崎町35番地の1)

定員 1,100人(先着順)  
共催 政府拉致問題対策本部

対象 泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町に在住・在勤・在学の女性

申込・問合先 来年1月13日(火)  
までに電話、FAXで吹田市市民部 人権推進室(☎06・6384・1515 Fax 06・6384・7345)へ。ホームページからも申込可

協賛 国際ソロプチミスト大阪(りんぐつ)

定員 8人(先着順)  
申込・問合先 来年1月5日(月)  
以降に電話、FAXで阪南市人権推進課(☎489・4555 Fax 473・3504)へ

※相談・一時保育無料。一時保育(若干名・1歳6ヶ月～就学前)あり、希望者は申込時に

平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されましたが、拉致被害者全員の帰国は未だに実現していません。拉致問題の解決はわが国の国民的課題であり、北朝鮮当局による人権侵害問題への対処は国際社会を挙げて取り組るべき課題とされています。

本週間を通じて北朝鮮当局による人権侵害問題に対する関心と認識を深めましょう。

問合先 人権推進課

## 映画「めぐみ・引き裂かれた家族の30年」

啓発映画の上映会を実施します。

日時 12月20日(土)

午後1時30分～3時30分

場所 河内長野市立文化会館

ラブリーホール 小ホール(河内長野市西代町12番46号)

定員 300人(先着順)

共催 政府拉致問題対策本部・河内長野市



▲阪南市ホームページ

広告